

## 現場代理人等及び主任（監理）技術者の適正な配置等について

綾瀬市内の建設業者の受注機会の拡大を図るため、現場代理人等の常駐義務の緩和を平成28年度より実施してきましたが、建設業法施行令の改正に伴い令和5年1月1日より次のとおりとします。

なお、この規定は令和5年1月1日以降に公告した工事案件に適用します。

### I 現場代理人等

#### 1 現場代理人等の兼任を認める条件（市内本店業者のみ）

- (1) 一人2現場まで。
- (2) 必ず連絡員を工事ごとに選定すること。
- (3) 現場代理人等が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員が工事現場に常駐し、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、本市との連絡に支障をきたさないこと。
- (4) 請負金額（税込み）が4,000万円未満（建築一式工事も同額）の工事同士の組み合わせであること。
- (5) 綾瀬市内に本店を有すること。
- (6) 前年度中に完成したいずれかの工事において、その検査報告書の評定点が65点未満でないこと。

#### 2 手続きについて

契約時に提出する「工事着手届」及び「工事現場代理人等選任届」と同時に「現場代理人兼任届」（別紙様式1）を2部提出すること。

#### 3 その他

- (1) 作業期間中は必ずどちらかの工事現場に常駐していること。
- (2) 兼任の手続きに虚偽があった場合、工事現場の体制に不備が生じた場合、不良な工事となった場合などは、工事成績評定への反映を行うとともに、入札参加資格の停止等必要な措置を行うことがある。
- (3) 兼任配置とすることが適当でない認められる工事であるときは、入札公告で明示する。
- (4) 現場代理人を兼任させるために選定した連絡員は、他の工事の連絡員（現場代

理人含む) になることはできない。

## II 主任技術者

### 1 主任技術者の兼任を認める条件

(1) 請負金額（税込み）が 4,000 万円未満（建設一式工事は 8,000 万円未満）の工事同士の組み合わせであること。

(2) 一人 2 現場まで。

### 2 手続きについて

契約時に提出する「工事着手届」及び「工事現場代理人等選任届」と同時に「主任（監理）技術者兼任届」（別紙様式 2）を 2 部提出すること。

### 3 その他

兼任の手続きに虚偽があった場合、工事現場の体制に不備が生じた場合、不良な工事となった場合などは、工事成績評定への反映を行うとともに、入札参加資格の停止等必要な措置を行うことがある。

## III 営業所の専任技術者

### 1 営業所の専任技術者の兼任を認める条件

(1) 1 現場まで。

(2) 請負金額（税込み）が 4,000 万円未満の工事（建築一式工事は 8,000 万円未満）

(3) 現場代理人になることは出来ない。

### 2 手続きについて

契約時に提出する「工事着手届」及び「工事現場代理人等選任届」と同時に「営業所専任技術者兼任届」（別紙様式 3）を提出すること。

### 3 その他

兼任の手続きに虚偽があった場合、工事現場の体制に不備が生じた場合、不良な工事となった場合などは、工事成績評定への反映を行うとともに、入札参加資格の停止等必要な措置を行うことがある。

早見表

表－1

同一工事内での技術者等の兼任

A工事		現場代理人	主任技術者		監理技術者	営業所 専任技術者
		常駐	非専任	専任	専任	専任
現場代理人	常駐		○	○	○	×
主任技術者	非専任	○				○ 注1
	専任	○				×
監理技術者	専任	○				×
営業所 専任技術者	専任	×	○ 注1	×	×	

※ 主任技術者

非専任：請負金額 4,000 万円未満の工事（建築一式工事は 8,000 万円未満）

専任：請負金額 4,000 万円以上の工事（建築一式工事は 8,000 万円以上）

注1：発注者が兼任を求めた場合

（表－1の事例）

- ・現場代理人は、同一工事内で主任（監理）技術者と兼任が可能 ⇒ ○
- ・営業所専任技術者は、現場代理人や監理技術者と兼任が不可 ⇒ ×
- ・営業所専任技術者は、非専任の主任技術者と兼任が可能 ⇒ ○注1

早見表

表－２

他工事との技術者等の兼任

A工事 \ B工事		現場代理人		主任技術者		監理技術者
		請負額 4,000万円未満 常駐 注3	請負額 4,000万円以上 常駐	非専任	専任	専任
現場代理人	請負額 4,000万円未満 常駐 注3	○ 注2	×	○ 注4	×	×
	請負額 4,000万円以上 常駐	×	×	×	×	×
主任技術者	非専任	○ 注4	×	○	×	×
	専任	×	×	×	×	×
監理技術者	専任	×	×	×	×	×

※ 主任技術者

非専任：請負金額 4,000 万円未満の工事（建築一式工事は 8,000 万円未満）

専任：請負金額 4,000 万円以上の工事（建築一式工事は 8,000 万円以上）

注2：発注者が兼任を認めた工事で、各々の工事の請負額が 3,500 万円未満  
（建築一式工事も同額とする。）

注3：兼務する各々の工事に連絡員を定め、連絡員（常駐）は工事現場に滞在する。

注4：非専任の工事の主任技術者が他の工事の現場代理人を兼任する場合で、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合には、連絡員（常駐）は工事現場に滞在する。

（表－２の事例）

- ・綾瀬市発注のA工事（4,000万円未満）とB工事（4,000万円未満）で現場代理人の兼任可能  
⇒ ○
- ・綾瀬市発注のA工事（4,000万円未満）とB工事（4,000万円以上）で現場代理人の兼任不可  
⇒ ×
- ・非専任の主任技術者は、他の工事の非専任の主任技術者と兼任可能 ⇒ ○